

## A-b 倫理綱領

### ● 行動基準

「行動憲章」を企業活動の中で具体化していくために、以下の21項目に及ぶ「行動基準」を策定しました。「行動憲章」は私たちが企業活動を行う上で遵守すべき普遍的な考え方を定めていますが、「行動基準」ではそれらを日々の業務活動の中で実践できるよう、とりわけ重要な行動の基準となるべき内容について定めています。

#### 第1 事業活動の推進

##### 1. 研究開発

私たちは、大いなる創造性とたゆまぬ勤勉性に基づく発明・発見・改善を通じて、新しい製品・事業を創り出し、世界の人々の生活の向上及び地球環境に資することをめざします。また、私たちは、専門知識と技術を、人類の福祉の発展とその向上のために捧げるものとし、公共の福祉に反する研究開発は行わないこととします。

##### 2. 調達

私たちは、私たちの事業活動が生産に必要な原材料・部品などの取引先をはじめ各分野で事業を営む多くの人々の協力と支援の上に成り立っていることを理解し、物品・サービスの調達にあたり、国内外の幅広い取引先との信頼関係を大切にし、相互に切磋琢磨します。

##### 3. 生産

私たちは、「真に人びとの役に立つような優良品を開発し、それをできるかぎり合理的に生産して、適正な価格で必要なだけ供給する」という生産者としての使命のもと、日々、生産活動に励みます。

##### 4. 営業

私たちは、常に、優れた製品と適切なサービスを通じて、お客様の満足と信頼を得ることをめざします。また、公正かつ自由な価格競争を通じて社会に貢献するよう努めます。そのため、私たちは、一人ひとりが会社の代表であるとの自覚のもとに、お客様に対して、常に感謝の念をもって接し、社会的良識を基本に、公正な営業活動を行います。

##### 5. 広報

私たちは、広報活動を通じて、私たちの経営方針、製品、技術その他の活動を社会の人々に広く知っていただくことにより、ブランドの知名度と価値の向上を図ります。そして、ブランドに対する好意と信頼を高めることにより、販売促進と事業の発展をめざします。

##### 6. 製品の安全

私たちは、お客様に安心して製品を使用していただくため、事業活動のすべての面で製品の安全性の確保に努めます。

##### 7. 情報の管理

私たちは、事業活動を行うなかで知り得た私たち

の機密情報や取引先などから取得した他社の機密情報、関係者のプライバシー情報について、内部管理の徹底を図ります。

##### 8. 法令と企業倫理の遵守

私たちは、常に法令、定款はもちろん、ビジネスルールとも言うべき企業倫理や社会的規範を遵守して、業務を遂行します。国の内外を問わず、業務のあらゆる場面で、法令、定款、企業倫理、社会的規範を遵守することは、会社が社会を構成する一員である以上、会社存立の大前提であるとともに、経営の根幹です。私たちは、法令、定款、企業倫理、社会的規範の遵守を通じて、社会から信頼される存在であり続けるよう努めます。

##### 9. 輸出管理体制

私たちは、大量破壊兵器等の拡散防止等国際的な平和及び安全維持の観点から、輸出関連法を遵守することを基本方針とした輸出管理体制を構築しており、同関連法により規制されている貨物及び技術が同関連法に違反して不正に輸出または提供されることがないように行動します。

##### 10. 公正で自由な競争の維持促進

私たちは、その事業活動にあたり日本国内はもとより諸外国の独占禁止法を守り、公正かつ自由な競争の維持、促進に努めます。また、購買部門においても優越的地位を利用して取引先に不公正な取引を要請する行為等は下請法で禁止されており、これも同様に遵守します。